令和3年(2021 年)6月 25 日
令和3年度第1回介護保険運営協議会
【 資 料 ６ 】

介護保険制度の主な改正内容について

１　介護報酬改定　【令和３年４月から】

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中、介護職員の人材の確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向の影響など介護事業者の経営状況等を踏まえ、全体で0.7%のプラス改定となりました。

0.7%のうち0.05%は、新型コロナウイルス感染症に対応するためにかかり増しの経費が必要となること等を踏まえた特例的な措置分です。

２　介護サービスの安定的・継続的な提供に向けた対策が必須に【令和３年４月から】

以下の３点について、令和３年４月から令和６年３月までは経過措置として努力義務ですが、令和６年４月以降は実施が必須になりました。

（１）高齢者虐待防止対策の実施（虐待防止委員会の設置等）

（２）感染症対策の実施

・施設サービス事業所は、現在行われている感染対策委員会の設置等の対策に加え、訓練（シミュレーション）の実施が必須に。

・居宅サービス事業所は、感染対策委員会の設置、訓練の実施等が必須に。

（３）業務継続計画（BCP）の策定

３　科学的介護の推進【令和３年４月から】

介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進する観点から、利用者の情報の収集・分析結果の活用が介護報酬で評価されました。

具体的には、介護事業者が利用者にかかるデータをＬＩＦＥ（※）に提出し、全国平均等と比較したデータのフィードバックを受け、自事業所の特性やケアのあり方等を検証し利用者のケアプラン等へ反映させていくといった、ＰＤＣＡサイクルの推進・ケアの質の向上に向けた取り組みを行うことが介護報酬として評価されました。

※科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）

４　介護保険負担限度額の段階と預貯金等助成要件の変更【令和３年８月から】

市民税非課税世帯の利用者に対する施設利用時の食費・居住費の助成（特定入所者介護サービス費）について、助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、能力に応じた負担となるよう精緻化し、食費・居住費負担を含む本人の支出額について、所得段階間の均衡を図るため以下の変更があります。

（１）負担限度額段階の変更

第３段階を保険料の所得段階に合わせて、負担限度額の段階のうち、第３段階を２つの段階に区分するとともに、第３段階②の食費について、助成を受けていない方との本人支出額の均衡を図るため、負担限度額を変更します。

（２）短期入所サービス（ショートステイ）利用時の食費の負担限度額の変更

短期入所サービス（ショートステイ）利用時の食費の負担限度額が、食費が給付外となっているデイサービスとの均衡等の観点から、変更となります。

（３）助成の要件となる預貯金等の基準の変更

預貯金等の基準が、負担限度額の段階ごとに設けられます。同基準については、介護保険三施設いずれの場合も約 98%の入所者が 15 年以内に退所していることを踏まえ、介護保険三施設の本人支出額の平均と年金収入を比較し、食費居住費の助成を受けながら本人の年金収入で 15 年間入所することができる水準（ただし、いずれの所得段階でもユニット型個室に 10 年間入所することができる水準）としています。なお、第２号被保険者は、若年性認知症等により長期入所が考えられるため、現行の基準（単身 1,000 万以下、夫婦 2,000 万円以下）に変更はありません。

利用者負担段階					食費		居住費			
					施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	●本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者				300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の人				390円	390円 令和３年８月から 600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、利用者負担段階第２段階以外の人（令和３年７月まで）				650円	650円	1310円	1310円	1310円 (820円)	370円
		令和3年8月から	第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税で、年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	650円	1000円	1310円	1310円	1310円 (820円)	370円
			第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税で、年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円以下の人	1360円	1300円	1310円	1310円	1310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（　）内の金額となります。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等は支給されません。

１．市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

２．市民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が単身 1000 万円、夫婦 2000 万円を超える場合（※）

※令和３年８月から、預貯金等の金額が利用者負担段階別になります

第１段階　：単身 1000 万円、夫婦 2000 万円を超える場合

第２段階　：単身　650 万円、夫婦 1650 万円を超える場合

第３段階①：単身　550 万円、夫婦 1550 万円を超える場合

第３段階②：単身　500 万円、夫婦 1500 万円を超える場合

５　高額介護サービス費の利用者負担段階区分の見直し　【令和３年８月から】

介護保険制度の高額介護サービス費の自己負担限度額は、制度創設時から医療保険の高額療養費制度を踏まえて設定されています。この高額介護サービス費について、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得者の区分が細分化されます。

＜現行＞

収入要件	世帯の上限額
現役並み所得相当（年収約 383 万円以上）	44,400 円

＜見直し後＞

収入要件	世帯の上限額
年収約 1,160 万円以上	140,100 円
年収約 770 万円～約 1,160 万円未満	93,000 円
年収約 383 万円～約 770 万円未満	44,400 円（据え置き）